新規則第六条第三項	第四条の対象設備等を別表第一の一及び別表第一の二	第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の対象設備の欄に定めるものに限る。）を平成三十一年改正省令附則別表第二の一及び附則別表第二の二
新規則第六条第四項	別表第二の一	平成三十一年改正省令附則別表第三の一
	別表第二の二	平成三十一年改正省令附則別表第三の二
	別表第三様式第一	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第一
	別表第三様式第二	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二
	別表第四の一	平成三十一年改正省令附則別表第五の一
	別表第四の二	平成三十一年改正省令附則別表第五の二
	別表第四の三	平成三十一年改正省令附則別表第五の三
	別表第五	平成三十一年改正省令附則別表第六
新規則第八条第一項	第一種指定設備管理運営費	第一種指定設備管理運営費（第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含む。次条第一項及び第十四条第三項において同じ。）
新規則第九条第一項	第四条の表の上欄	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄
新規則第九条第二項	別表第五	平成三十一年改正省令附則別表第六
	費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用	費用
新規則第十一条第三項	別表第三様式第二	、平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二
	基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	基礎として

新規則第十一条第五項	減価償却費		第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費
新規則第十二条の二第一項	次の各号	第一号	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の一の項
	当該各号	同号	及び二の項の部分機能（中継系ルータ交換部及び中継系ルータ変換部に限る。）
新規則第十五条第一項	第四条の表二の項	第四条の表二の項の加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能（加入者交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項の部分機能（中継系ルータ専用トランクポート部及び三の項の部分機能（中継系ルータ専用トランクポート部に限る。）
新規則第十六条	第四条の表二の項の加入者交換機能、四の項の中継交換機能及び六の項の中継伝送共用機能	第四条の表二の項の加入者交換機能、四の項の中継交換機能及び六の項の中継伝送共用機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項
新規則第十六条の二第一項	第四条の表二の項	加入者交換機専用トランクポート機能	中継系ルータ専用トランクポート部
	、五の項	中継交換機専用トランクポート機能	中継系ルータ接続伝送専用部
	及び六の項の機能（中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。）の		
新規則第十六条の二第二項	第四条の表二の項及び五の項		平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項
	六の項		三の項
新平成十七年改正省令附則第六項	規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機		第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則別表第二の一に定める収容ルータ
新平成十七年改正省令附則第十二項	当該機能		部分機能（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）